

農場の皆様へ

令和6年度 ヨーネ病検査の実施について

- 1 検査目的 ヨーネ病の発生予防（根拠：家畜伝染病予防法第5条第1項）
- 2 対象牛 24ヶ月齢以上の乳用牛・肉用繁殖雌牛
- 3 検査方法 血液を用いたスクリーニング検査
→ 陽性の場合は後日糞便を採取し、ヨーネ菌遺伝子検査
- 4 検査手数料 1頭あたり 700円（検査当日に徴収）
- 5 その他 分娩前後、治療中などの牛については、検査当日家畜防疫員にご相談ください。

お願い ・牛の所有者は、検査当日に必ず立ち会い願います。
・パドック等の牛は、当日係留しておいてください。
・同封する用紙に、事前に個体識別番号を記入下さい。

●【乳用牛】ヨーネ病検査計画（ブルセラ病・結核病はH30年度から抽出検査）

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
丸森町	蔵王町	大河原町 柴田町 川崎町	角田市 七ヶ宿町 村田町	白石市

●【肉用牛】ヨーネ病検査計画（肉用牛はH22年度から開始）

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
七ヶ宿町 村田町 川崎町	角田市	白石市	蔵王町	大河原町 柴田町 丸森町

宮城県大河原家畜保健衛生所 防疫班 TEL 0224-53-3538